

岡山県公報

発行 岡山県



目次

【告示】

○ ○ ○ ○ ○ ○
保安林の指定予定
保安林の指定施業要件の変更予定

○ ○ ○ ○ ○ ○
道路の位置の指定
公共測量の終了

【告】

建築指導課 リ リ 監理課 リ リ 治山課

担当課（室）

目次

担当課（室）

令和8年1月20日 岡山県公報 第12770号

◎岡山県告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和八年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

備前市吉永町高田字前原上一の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) (1) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和8年1月20日 岡山県公報 第12770号

◎岡山県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和八年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

久米郡美咲町中字中尾二六九六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覽に供する。）

◎岡山県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和八年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
久米郡美咲町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。
久米郡美咲町（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和8年1月20日 岡山県公報 第12770号

〔三七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
内 倉敷市玉島乙島地	公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）	令和七年十二月二十三日

令和8年1月20日 岡山県公報 第12770号

〔三八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
美作市五名地内	公共測量（用地測量）	
		令和七年十二月二十五日

令和8年1月20日 岡山県公報 第12770号

〔三九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日号	道路の位置	道路の幅員（メートル）	道路の延長（メートル）
岡山県指令備中局 建第七〇号 令和八年一月九日	井原市七日市町字町田八二〇番一	六・〇〇	七一・五〇